

京都市地域公共交通計画協議会規約（案）

（趣旨）

第 1 条 京都市地域公共交通計画協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、法第 5 条第 1 項に定める地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域の公共交通の利用促進及び利便性向上に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 4 条第 1 項に定める会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから京都市長が依頼する。

- (1) 京都市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第6条第2項第1号及び第2号に規定する者は、任期を定めない。

(事務局)

第6条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室（京都府京都市中京区上本能寺前町488番地）に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、初回の会議は市長が招集する。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。
- 4 協議会は、委員（代理人を含む。）の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 5 協議会の議決を要する事項（次条の規定の適用を受ける特別議事事項を除く。）については、出席委員（代理人を含む。）の過半数でこれを議決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、協議会を書面により開催することができる。この場合において、前項中「出席委員（代理人を含む。）」とあるのは「委員」とする。
- 7 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は非公開で行うものとする。

(特別議事事項)

第8条 次に掲げる事項は、出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上でこれを議決する。この場合においては、原則として、協議会を書面により開催することはできない。

- (1) 協議会の解散
- (2) 委員の除名

(意見の聴取)

第9条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を依頼し、意見を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会の協議結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第11条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、次の各号に掲げる協議会等を部会と位置付ける。

- (1) 京都市雲ヶ畑区域公共交通検討協議会

- (2) 京都市京北地域公共交通会議
- (3) 京都市左京区久多地域公共交通会議
- (4) 京都市山科地域公共交通会議
- (5) 京都市水尾地域公共交通会議

2 部会の構成員，議事，運営その他必要な事項は，各部会の設置要綱等で定める。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を置く。

2 監査委員は，委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は，協議会の出納を監査し，監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成，現金の出納その他の財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規約は，令和4年4月27日から施行する。